

議第145号

滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年11月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例（平成17年滋賀県条例第112号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「前条第3項」を「前条第2項および第3項」に改める。

第24条第3項中「第19条」を「第20条」に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。